

建武政権の太政官符発給

——政権の理念と構想の一断面——

はじめに

建武二年（二三三五）、建武政権は太政官符を多数発給している。太政官符は、太政官が諸国・諸司等に対して行政命令一般を行う文書である。しかし、発給手続きの煩雑さや弁官局の機能拡充により、平安中期に弁官局から簡略な手続きで発給できる弁官下文（官宣旨）に機能の大部分を譲り、さらに、院宣・繪旨によって多くの政務が遂行された中世においては、稀にしか発給されていない。したがって、このまとまった官符発給は特異な事実である。

こうした理由から、この太政官符発給は建武政権研究の中で注目されてきた。小川信氏は、八月以降に河野氏他に所領を給与した官符を権威の失墜した繪旨に替わるものと解釈され、森茂暁氏も、十月に松浦党山代氏の所領を安堵した官符について同様な理解を示しておられる³。両者の見解は、発給文書として官符が用いられた経緯に關しては相違するものの、官符発給を後醍醐天皇の繪旨万能主義

の敗北と見ることで一致している。一方、佐藤進一氏は、四月から九月に発給された官符を取り上げて、官符の復活は太政官政治を否定する後醍醐天皇の企図に反する動向であったとされている⁴。このように、諸氏の見解は太政官符発給を政権の崩壊過程に位置づける点で一致していると言えよう。

しかし、これらの見解は太政官符発給の意義を正確に捉えているのであろうか。諸氏は、建武政権の理念と特質を政権の主導者後醍醐天皇による先例無視、繪旨万能主義、太政官政治の否定とする佐藤氏以来の見解に立脚し、太政官符の発給は政権の理念に對峙する現象だと結論されたものと思われる。だが、後醍醐天皇には「建武年中行事」を著すような旧来の朝儀の復興者という側面もある。このような着眼点からすれば、太政官符の発給は古代律令制下の正式な文書発給形態の復活であり、後醍醐の意図に反する現象ではないと考える余地もあろう。建武政権の理念をめぐっては、かつては復古主義とされたが、後にこれは批判され、新たに先例無視、繪旨万

甲斐玄洋

能主義、太政官政治の否定といった諸点が指摘された。そして、現在はこの見解に批判的検討や新見解の提示がなされている段階にある。このような研究史を踏まえれば、従来とは異なった視点により建武政権下の諸現象を検討することも必要であろう。

そこで、本稿では、これまで建武政権論の中であまり重視されてこなかった後醍醐天皇による朝儀復興という視点から、建武政権の太政官符発給について考察する。まずは、発給に至った経緯を検討し、発給文書に官符を選択した意図の出所を明らかにする。その上で、政権の政治動向との関係から官符発給の背景と意義を考え、建武政権の理念と構想の一断面を明らかにしたい。

一 太政官符発給の経緯

先行研究では、太政官符が発給された経緯について見解が一致していない。森氏は、文書発給による権利認定を求めた申請者が、官符は論旨よりも実効性において勝ると考えて官符を選択したとされる。一方、小川氏は、政権首脳部が求心力回復のために論旨に替えて官符を発給したのだとされ、佐藤氏は、太政官議政官の活動の結果と考えておられるようである。また、小川・森両氏と佐藤氏とは対象とした官符が異なっているなどの問題もあり、再検討の余地がある。

建武政権の発給した太政官符は管見の範囲で次頁の表の通りである。⁽⁸⁾元弘三年(一三三三)、建武元年(一三三四)のものは各一通で、残りはすべて建武二年のものである。以下、この表に基づいて、太政官符が発給された経緯について考察する。発給文書として官符

が用いられたのが政権、申請者のいずれの意図に基づくものであったのか、さらに、政権の意図に基づくものであったのならば、それが天皇、議政官のいずれの意図を反映したものと見るのが妥当であるのか、このような手順で考えていく。

1 政権と申請者

古代律令制下の太政官符についての研究によれば、官符は、その内容の発議主体が天皇、議政官組織、諸司・官人等のいずれであるのかにより分類できる。そして、発議主体を特定する判断基準となるのが、官符文面に発給を申請した上申文書(解状・奏状など)を引用するか否かである。⁽⁹⁾ひとまず、この分類方法を参考にして表の官符を見てみると、当該期の官符も上申文書を引用するものと、しないものとに分けられる。

まず、上申文書を引用する官符について見てみる。一例として、正文として残る表1-3の官符を引用する。⁽¹⁰⁾

太政官符南禅寺

応停止国司・守護使入部并官使・檢非違使・院宮・諸司及神人・甲乙人等乱入、造諸社以下大小国役、関東・鎮西早打役、当寺領遠江国初倉庄内江富郷・吉永郷・鮎河郷・藤守郷、同国新所郷、加賀国得橋郷、同郷内佐野村・佐羅村・今村・府南社神主職并得南・益延・長恒等参名、同国笠間東保、但馬国池寺庄、播磨国矢野別名、同国大塩庄、備中国三成郷事

右、得当寺住持沙門疎石去二月日奏状称、当寺者龜山法皇革皇居成仏閣、勅叡志興祖宗締構、既邁尋常、尊崇亦無等匹、仍被

番号	年月日	種別	宛所	上申文書用 捺印位置	申請者	受給者	発給形態	上卿	内容	典拠
1	元弘三年九月六日	案文	式部省	有	官符	宇佐公連	奉勅	三条実忠	大宮司職補任	到津文書
2	建武元年十一月二十日	写	御室寺	有	官符符宣	御室戸寺	奉勅	三条実忠	所職護摩料所認定	壬生家文書
3	建武二年四月二十二日	正文	南禅寺	有	官符	南禅寺	奉勅	洞院実世	寺領不輸・不入権認定	南禅寺文書
4	建武二(二年)八月二十六日	写	民部省	無	不明	小槻匡遠	奉勅	三条公明	所領給与	壬生新写古文書
5	建武二年九月二日	案文	伊勢国	有	官符	二所大神宮	奉勅	洞院実世	社領安堵	伊勢二所皇大神宮御鎮座伝記紙背文書
6	建武二年十月四日	写	加賀国	有	官符	中原師利	奉勅	三条公明	領家・地頭職安堵	色々証文
7	建武二年十月四日	写	伊予国	無	不明	河野通盛	奉勅	三条公明	所領給与	臼杵稲葉河野文書
8	建武二年十月七日	正文	大宰府	有	官符	島津貞久	奉勅	洞院実世	預所職給与	島津家文書
9	建武二年十月七日	写	大宰府	無	不明	山代龜鶴丸	奉勅	洞院実世	地頭職安堵	佐賀文書集収山代文書
10	建武二年十一月十五日	案文	陸奥国	無	不明	結城宗広	奉勅	三条公明	所領給与	結城家文書
11	建武二年十一月十五日	正文	陸奥国	無	不明	結城親朝	奉勅	三条公明	所領給与	結城神社所蔵文書

降天沢広大之宸翰、永令備寺領安全之龜鑑、今又賜五山最頂之

綸旨、弥奉祈万歳康寧之供基者也、望請殊蒙天恩、当寺領悉任

勅願之觀志、為三宝常住物、尽未来際無改転、為寺家一円之地、

永止国衙之繕并国司・守護使等入部、応被停止造諸社以下官

使・檢非違使・院官・諸司・国使等之乱入、大小臨時之国役、

関東・鎮西上下早打役、吉備津宮役、白山金剱宮以下、諸寺・

諸社神人・甲乙人等乱入狼藉之旨、被成下官符、備寺領安全之

龜鑑、全寺用、弥欲奉祈天長地久之御願者、

從二位行権中納言兼春宮権大夫左衛門督大学頭藤原朝臣実世宣、

奉 勅依請者、寺宣承知、依宣行之、符到奉行、

從四位上行左少弁藤原朝臣(花押) 修理東大寺大仏長官正四

位下行左大史小槻宿禰(花押)

建武二年四月廿二日

この官符は、南禅寺に対して遠江国初倉荘内江富郷以下の寺領の不
輸・不入権を認めたものである。事書に続けて「当寺住持沙門疎石
去二月日奏狀」、すなわち南禅寺住持夢窓疎石の奏狀を引用してい
る。その趣旨は、南禅寺の由緒を説いて寺領の不輸・不入権の認定
を求め、権利認定の方法として「被成下官符」と、官符の発給を申

請したものである。つまり、この官符の内容の発議主体は申請者夢窓疎石（南禅寺）であり、権利認定に官符を用い、これを受給することを要請したのも同人であったことが引用された上申文書から分かる。

このような上申文書を引用する官符は、表1・2・3・5・6・8のものであり、それらが引用する上申文書中には、表12のものが「官府（符）宣」を、他のものはすべて「官符」を受給することを求めている。つまり、これらの官符の発給経緯は、権利付与・認定の申請者が受給文書として官符を選択したということであった。

では、今度は上申文書を引用しない官符について見てみる。一例として、表17の官符を引用する。

太政官符伊予国

応令左衛門少尉越智通盛、為肥前国神崎庄内荒野替、領知当
 国吉原郷一地方地頭領知分事

右、正二位行中納言兼大藏卿左京大夫大判事侍從藤原朝臣公明
 宣、奉 勅、宣令件通盛領知者、国宣承知、依宣行之、符到奉
 行、

正五位上行右少弁藤原朝臣（花押影） 修理東大寺大仏長官正
 四位下行左大史小槻宿禰（花押影）

建武二年十月四日

この官符は、越智（河野）通盛に所領肥前国神崎庄内荒野に替えて伊予国吉原郷一地方地頭領知分を給与したものである。先に見た官符とは異なり、上申文書を引用せず、発給に至った経緯も述べられて

いない。

このような上申文書を引用しない官符は、表14のものに始まり、表17・9・10・11のものがあり、いずれも発給の経緯が記されていない。上申文書を引用しない官符が、権利付与・認定を受ける側（文書の受給者、宛所ではない）の意思と無関係に発給者独自の意図により発給されたものとは言えず、受給者側の申請に基づきながら、その経緯を記していないものの場合もある。右の官符は所領給与を行うものであり、表19のような通常申請に応じて行われる安堵の官符とは異なって、申請に基づき発給されたものか否かは明確にできない。しかし、勲功の賞として結城宗広に所領を給与した表10の官符と、同じく勲功の賞として結城親朝に所領を給与した表11の官符は、いずれも事前に陸奥国宣によって当該所領の給与が行われており、その上でさらに政権による給与を申請して、発給された官符であると想定される。このように、所領給与の官符が申請に基づかず、政権単独の意図で発給されたとは即断できない。つまり、権利付与・認定の申請の有無と、申請があった場合でも申請者が受給文書として官符を求めていたか否かは、官符の文面からは明らかにできないのである。

それでは、これら上申文書を引用しない官符の発給経緯はどのようにして考えたらよいであろうか。上申文書を引用しない官符には、上申文書を引用する官符と形式面以外にも違いが認められる。受給者や内容において両種の官符には差異があるのである。以下、このことに注目してみる。

上申文書を引用しない官符の受給者は、表14の小槻氏を除くと

すべて武士である。通常、権利付与・認定の申請者と文書の受給者は同一と考えられるから、申請者も武士であったと思われる。また、その内容は、いずれも所領・所職の給与・安堵である。従来、武士は、鎌倉幕府滅亡後は論旨によってそのような権利の付与・認定を受けてきており、雑所決断所設置後は所領の安堵については同所の発給文書によっても認定されている。しかし、官符によってそれらが行われた事例は確認されない。よって、このような権利の付与・認定を武士に行う官符は、この時期特有のものなのである。

一方、上申文書を引用する官符の申請者は神社と官司・官人である。一見、武士と思われる表¹⁸の島津氏受給の官符は、実は例外的に申請者と受給者が異なっている。この官符を引用して確かめておく。

太政官符大幸府

応令貞久法師領知、中宮職領管大隅国寄郡内下大隈郡大爾寝院・鹿屋院・串良院・小原別符・西俣村・百引村・横河院・曾小川村(地頭領知分)預所職事

右、得彼職去月廿六日解状称、件庄庄者、為当職領重色之地、貞久法師致知行、所敷課役也、望請恩裁、以貞久法師、為件庄預所職被定置之年貢、無懈怠者、不可有向後牢籠之旨、將被下官符、弥專勤役者、從二位行權中納言兼春宮權大夫左衛門督大學頭藤原朝臣実世宣、奉勅、依請者、府宜承知、依宣行之、符到奉行、

修理左宮城使從四位上行左中弁兼春宮亮藤原朝臣(花押) 修理東大寺大仏長官正四位下行左大史小槻宿禰(花押)

建武二年十月七日

この官符は、貞久法師こと島津貞久の中宮職領大隅国諸地預所職補任を命じたものである。解状が引用され、その中には「將被下官符」と官符の発給を申請していることが見られるが、この解状は「彼職去月廿六日解状」と呼ばれており、島津貞久ではなく中宮職の解状であることが分かる。それでは、中宮職には誰の意思が働いていたのであろうか。この解状は現存せず、いかなる書式のものであったのかは不明である。現存する中宮職の上申文書としては、天永三年(一一二二)四月のものがあり、中宮職領撰津国宿久御園の田畠への押妨停止を求め、権大夫藤原能実の署判が加えられている。¹³年月の隔たりもあり、「彼職去月廿六日解状」も同様に中宮職の上級職員である大夫が署名したものであったのかは明らかでないが、中宮職の問題に中宮職の上級職員が関与していなかったとも考えがたく、その意志が介在して申請が行われたと見てよいと思われる。

当時の中宮は、後伏見天皇の娘の珣子内親王(後の新室町院)で、元弘三年十二月に冊立されている。¹⁴中宮職職員で判明する者は、大夫堀川具親、権大夫今出川実尹、亮葉室長光である。¹⁵いずれも現任公卿であり、特に堀川具親は当該期に伝奏として活動しており、葉室長光は具親と共に決断所職員を務めるなど、¹⁷政権中枢にあった人物である。したがって、この官符の申請者は武士ではなく、官司、¹⁶より具体的には政権中枢の朝廷公家・官人であったと考えられよう。よって、上申文書を引用する官符の申請者は、すべて神社と官司・官人(公家)であるということになるのである。

さて、上申文書を引用する官符の内容については、所領・所職安

堵など上申文書を引用しない官符と重なる部分もあるが、大宮司職補任(表―1)や寺領の不輸・不入権認定(表―3)なども含まれている点特徴的である。このような違いの背景としては、次のことを指摘できる。そもそも、寺社・官人は伝統的に太政官符あるいは太政官牒で権利認定を受けてきている。表―1の官符で補任されている宇佐神宮大宮司職は、建治元年(一二七五)六月と正安元年(一二九九)十月にも、申請を経た上で官符によって補任されており、鎌倉後期にあっても官符によって補任されるのが慣例であったようである。そして、寺領の不輸・不入権認定のような課税免除についても、正応六年(一二九三)三月に金剛峰寺が、すでに繪旨・院宣・国司庁宣で認定されていた上で、さらに申請を行って官符を受給し、寺領への「勅事・院事・伊勢太神宮役夫工・造内裏已下小国役」の賦課の停止を認められていることが知られる。よって、表―1の官符は鎌倉期からの延長線上に位置づき、表―3の官符もその趣が強い。表―2・5・6・8についても、官符を申請して権利認定を受けたという点では、寺社・官人という受給者の性質上、従来からありうることであり、理解しやすい。

以上、上申文書を引用する官符と引用しないそれとを対比してみれば、上申文書を引用しない官符は特異なものと言えよう。そのような官符の発給は建武二年の後半に集中しており、これらこそ、この時期特有の官符なのである。

それでは、そうした官符が発給された背景として、武士が受給文書として官符を申請する機運が高まったと考えるべきか、あるいは政権の意図によって官符が用いられたと見るのが自然であろうか。

先述したように、繪旨の權威低下を悟った武士が繪旨に替えて官符での権利認定を申請した可能性が、先行研究において指摘されている。しかし、繪旨の乱発を抑え、その權威低下を象徴する有名な一節「此比都ニハヤル物 夜討強盜謀繪旨」の一節を持つ落書が二条河原に示されたのは建武元年八月のことである。また、繪旨の実効性の低下を示す事実として繪旨の召し返しが知られる。事例を挙げれば、早く元弘三年八月に尾張国富田荘に関する繪旨の召し返しが行われている。建武元年になってからも、四月に信濃国伴野莊内白田原郷を、玉井為直と庄田自耀に与えた二月の繪旨を召し返し、玉井らに替地を給与した上で大徳寺に返付している。さらに、七月には播磨国浦上荘内の地頭職を、長井貞頼に与えた繪旨を召し返して、大徳寺に返付し、八月には伴野荘内高柳郷を、継義なる人物に与えた先の繪旨を召し返して、大徳寺に返付していることなどがあ(23)る。これらの事実は皆、建武元年までのことであり、同年の時点ですでに繪旨の權威低下は明白であったと言えよう。それでもなお繪旨は発給されている。太政官符を受給した南禅寺にしても、官符を受給した建武二年四月を挟んだ三月・五月に加賀国得橋郷内の所領・所職を繪旨で給与されており、建武二年に一貫してあらゆる案件に官符を求め、受給していたわけではない。同じく建武二年十一月に官符を受給した結城宗広についても、同年七月には陸奥国宇多荘を繪旨で給与されている。先に、宗広が表―10の官符に先立って陸奥国宣で当該所領の給与を受けていたことに触れ、国宣に加えてさらに政権に所領給与の申請を行ったのであろうと推測したが、宇多荘の給与に関しては、それを行った官符は確認されない。このこ

とは、文書の残存状況にもよるのであるが、宗広が国宣での権利付与についてはさらに政権のそれを求めたが、繪旨で権利が付与された以上はさらなる権利付与を求めなかったものと解釈できる。以上のことから、建武二年の後半に至って、突然太政官符を求める動向が広がったとは考えにくいと言える。

また、繪旨のような奉書に替えて太政官系統文書の受給を希望するのならば、その対象には当然、太政官符以外に弁官下文などが入る。実際、建武元年八月に大徳寺は、寺領の不輸認定を申請して左弁官下文を受給しており、建武二年に至っても二月に祇園社が、すでに繪旨で給与された越中国堀江荘等の地頭職を祈禱料所として認定する「官旨」を申請して左弁官下文を受給した事例がある。ところが、武士が受給した太政官系統文書は太政官符のみであり、武士が受給文書として官符のみを申請したというのは不自然に思える。

さらに、官符の発給された時期に注目すれば、武士が受給したものは建武二年十月以降に集中している。また、その地理的、階層的範囲については、宛所が北は陸奥国、南は大宰府であり、受給者の武士は陸奥から大隅までの大小豪族から松浦党山代氏などの小武士までと全国的・広階層的な広がりを見せている。建武二年後半期に集中して広範囲に繪旨に替えて官符を求める動向が存在したと考えるのは、やはり不自然であると言える。

以上より、建武二年後半に武士が受給した太政官符は、武士が権利付与・認定文書として官符を発給するよう申請した産物ではなく、政権側が意図的に用いたものと見るのが自然である。武士が受給した官符に、いずれも上申文書が引用されないのは、その表れではな

いだろうか。上申文書を引用する官符を見れば、すべて上申文書中
で官符(表1-2のみ「官府(符)宣」)の受給を申請している。し
かしながら、すべての上申文書が常に受給文書を特定しているとは
限らない。武士の受給した上申文書を引用しない官符は、申請に基
づかず上申文書が存在しなかったものであったか、あるいは申請に
際して受給文書として官符を特定しなかったために上申文書が引用
されなかったものと考えられる。

こうした太政官符を発給しようとする政権の動向は、政権末期ま
で理念として維持されたことが確認される。建武二年末に足利尊氏
が離反し、政局は動揺した。そのさなかに出された次の繪旨は注目
に値する。

美作国田邑地頭職(尊氏跡)、所被寄附当山新宮也、為御祈禱
料所、可令知行、官符未到之間、且可存知之由、可有御下知神
官等之旨、天氣所候也、仍言上如件、範圍誠恐頓首謹言、

建武二年十二月十八日

右少弁(花押)奉

「熊野山檢校僧正御房政所」

(熊野早玉神社文書)⁽²⁹⁾

この年の十一月二十六日、足利尊氏は謀反人として官位を削られて
いる⁽³⁰⁾。この文書は謀反人となった尊氏の所職の没収を示す初見史料
で、旧尊氏所領を祈禱料所として熊野新宮社に給与したものである。
注目すべき点は「官符未到之間」と後に同案件で太政官符を出す意
志を示していることである。

尊氏の離反からの日数などから見て、これ以前に所領給与が別の
形で行われていたとは考えがたい。よって、この繪旨は申請に基づ

かない政権単独の意思で発給されたものであろう。そのような論旨に「官符未到之間」と明記したのは、政権側が官符の発給に固執していた表れである。ただし、流動的な政治情勢の中にあつて迅速にことを運ぶ必要性から、官符の代替物としてこのような論旨で所領給与を行ったものと考えられる。

翌建武三年（一二三六）二月六日に結城宗広に所領の替地を給与した論旨でも、「官符未到之間」と記されている。⁽³¹⁾二月は、尊氏と政権の争乱が激化して正月十五日に一旦近江に逃れていた後醍醐天皇が京都へ帰還した直後である。この事例も、政権末期の混乱期に至って余裕がないものの、なお太政官符発給に固執する政権の姿を窺わせるのである。

以上より、建武政権下の太政官符は、当初は寺社・官人の申請に依じて出されていたが、建武二年後半では、政権側の意図によって武士にまで発給されるようになったと考えられるのである。

2 天皇と議政官

建武二年後半に政権側の意図で太政官符が発給されたのならば、政権の意図は天皇、議政官いずれの意向を反映したものであったのか。以下、検討を行う。

太政官符には、発給に際して天皇の意思が介在する「奉勅」のもと、議政官単独の意思で出される「上宣」のものがあるが、表の官符を見ると、すべて「奉勅」のものであり、後醍醐天皇の意思が介在していたことが明らかである。ただし、そのような形式のみから、議政官に対する天皇の意思の優越を読み取ることは必ずしも

妥当ではない。よって、官符発給の意図が天皇、議政官のいずれにあったのかを、発給の責任者である上卿を務めた議政官の検討により考える。上卿を務めたのは三条実忠、洞院実世、三条（九条）公明の三者であるが、実忠は建武二年以前の官符で上卿を務めたものの、その後はすべて後二者が務めているので、後二者についてその経歴を見てみよう。

洞院実世は、正和二年（一二三三）九月に叙爵、文保二年（一二三三）正月に元服を遂げ、嘉暦二年（一二三二）七月に後醍醐天皇蔵人となり、同年十一月に権左中弁、翌三年（一二三三）十一月には早くも参議となり、元徳二年（一二三〇）三月に権中納言に至っている。⁽³³⁾後醍醐天皇の治世下に非常に早い昇進を遂げていると言えよう。そして、元弘の変時には、倒幕に関与したことにより武家より出頭を命じられている。⁽³⁴⁾建武政権下においては、伝奏、雑訴決断所職員などを兼ね、⁽³⁵⁾後醍醐の側近にして、政権での活躍が顕著な廷臣である。政権崩壊後も延文三（正平十三）年（一二三三）八月に没するまで、南朝の柱石であった。

三条公明は、弘安九年（一二八六）正月に叙爵後、徐々に昇進を遂げ、後一条天皇下の徳治三年（一二〇八）二月に蔵人頭、後醍醐天皇即位後の文保二年八月にも蔵人頭となり、文保三年（一二三二）三月に参議、元亨四・正中元年（一二三四）に権中納言になったと思われ、元徳二年二月に中納言となるなど、後醍醐前期親政下に著しい昇進を遂げている。また、元亨・嘉暦期には当時の政務の中核機構であった記録所の上卿を務めていたことが知られ、元弘の変時には、実世同様に武家に出頭を命じられている。⁽³⁹⁾建武政権下に

おいては、伝奏、雑訴決断所職員などを兼ね、後醍醐の側近として政権での活躍が顕著なことも実世と同じである。延元元年（一三三六）五月には権大納言に至ったが、同年九月に没した。⁽⁴⁾

両者の以上のような経歴を見れば、いずれも後醍醐の股肱の側近で、政権の中心人物と言うにふさわしい。佐藤氏は、太政官符の復活は議政組織の解体という新政の企図のあえなき挫折を暗示するとして、新政は内から綻びはじめていたのではないかと推測されている。つまり、太政官政治の執行を行おうとする議政官と、これを解体しようとする後醍醐天皇との方針の違いを見出されているようである。しかし、官符発給の上卿を務めた実世と公明は終始後醍醐の側近であったと見られ、両者に後醍醐と拮抗関係にあった議政官という側面は見出しがたい。また、仮に当該官符発給が後醍醐の意に沿わなかったとすれば、これを契機に実世および公明と後醍醐が対立に転じていったことが想定できるが、そのような事実は見られないのである。そもそも、議政官の地位低下は古代において、すでに顕著であることが指摘されている。⁽⁴²⁾かかる観点からも当時の政局は天皇のもとで動かされていたと見るべきであろう。この二人に官符の上卿が集中する事実は、二人が天皇の側近としてその意思を受けて活動していた徴証と見るのが妥当ではないか。官符発給の発意は議政官側にあったのではなく、後醍醐天皇の側にあったと見るべきである。

建武政権の太政官符発給は元弘三年から建武二年まで確認できる。しかし、その数が集中するのは建武二年後半の八月以降であり、と

くに十月以降には武士への権利付与・認定を行ったものが複数発給されている。このような官符は当該時期特有のものであり、後醍醐天皇の意図によって発給されていたものと考えられるのである。

二 太政官符発給の背景と意義

建武二年後半に太政官符が多数発給され、特に武士の権利を付与・認定する官符が出されるようになったことは、政権の意図的な動向であったと考えられる。ここでは、当該時期の政権の動向に目を向け、そのような官符発給の背景と意義について考えたい。

建武政権の政治動向については、現在二つの見解がある。一つは、佐藤進一氏以来の見解である。建武政権は繪旨万能主義と太政官政治の否定という理念のもとに出発した天皇専制体制であったが、やがて雑訴決断所の設置などの妥協を重ね挫折するという考えである。もう一つは、伊藤喜良氏の見解で、佐藤氏の見解を批判し、当初の繪旨による政務体制が、雑訴決断所設置などの権力機構の整備へと展開していくという考えである。⁽⁴³⁾二説の要点は、建武政権の本質を当初の姿に求め、これが後退していくのか、逆に臨時の行政手法から順次、政権としての内実を充実させていくのか、ということになる。このような先行研究の成果と論点を踏まえて、以下、考えていく。

1 政権発給文書中の太政官符

当該時期の太政官符は、いずれも政権外部の権利付与・認定を行っている。しかし、同様の機能は他の様式の文書でも果たされてお

り、太政官符とこれらとの関係を考えてみる必要がある。そこで、政権が外部に意志を表明し、外部の権利付与・認定を行った文書を政権発給文書とし、その中で太政官符の位置を考えてみたい。政権発給文書は、太政官符・弁宣下文のような太政官系統文書と、編旨のような天皇個人の意志を奉者が伝達する奉書、および諸官衙のものに大別できるが、ここでは、官符同様に政権中枢から出された文書と官符の関係を考える。

政権の発給した太政官系統の文書には、口宣・弁宣下文が知られる。

口宣は、蔵人が天皇の意思を上卿に伝達して太政官符・弁宣下文・編旨の作成を指示する際の手控えに起源を持つが、外部に発給されて政権の意志を示す場合もある。建武政権の口宣として五通が管見に及んだ。そのうちの一通は元弘三年六月十五日のものである⁽⁴⁸⁾。

これは編旨に基づかない所領への濫妨を禁じたものであり、政権の編旨万能主義と所領政策を示すものとして有名なものである。これともう一つ同様なものとして、当知行地の知行を認め同年七月の左弁宣下文⁽⁴⁵⁾がある。いずれも政権の所領政策を知る手がかりとして注目されてきたものであるが、これらは案件を等しくしながら、異なる様式で出されていると言える。口宣は本来的には太政官符や弁宣下文の作成の過程で生成されるものであり、そうすると政権の意思は、六月には略式の口宣で、七月にはより正式な形の弁宣下文で示されたと思なせる。

この様式の相違の背景には、当時の政治状況があったと考えられる。弁宣下文などで示されるべき案件が口宣によって外部に示され

た事例としては、鎌倉時代初期の口宣がある。文治五年（一一八九）九月、奥州合戦に際して源頼朝に藤原泰衡追討を命じる口宣が交付されているが、富田正弘氏はこれを迅速な命令伝達を必要とした臨時的措置であろうとされている⁽⁴⁷⁾。この口宣と元弘三年六月の口宣は同様に見なせる。倒幕成功後、後醍醐天皇が京都の二条富小路殿に帰還したのは元弘三年六月五日のことであった。所領政策が急務であったのは周知の通りで、その迅速な対応を迫られながらも、帰還直後で十分な政務体制が整っていなかったことを考慮すれば、緊急的措置として口宣を用いて政権の意思が外部に示されたと考えられる。この後、同月二十日には政始が行われ、ようやく政務体制が整えられた。こうした状況のもとで、次なる所領政策は七月に左弁宣下文で示されたと考えられる。

残り四通の口宣は、建武元年九月に衣服の過差を禁じたもの二通⁽⁵⁰⁾と建武二年八月に謀反の罪で捕えられた西園寺公宗らを流罪とする際に作成されたもの二通⁽⁵¹⁾である。前者は朝廷公家・官人らを対象とし、後者は公宗らの罪名の勘申を明法博士に命じたもので、その伝達過程で写されており、いずれも政権内部の命令伝達上で作成されたものである。よって、政権発給文書とは性格を異にするものである。口宣は元弘三年六月のもののみであると言えよう。なお、公宗らへの流人宣下は、結政請印が行われ、太政官符の発給によって示されたようである⁽⁵²⁾。

さて、元弘三年六月の口宣以後は、政権発給文書としての口宣は見えず、一方で弁宣下文が発給されるようになる。それは元弘三年七月のものに始まり、建武元年の四通、建武二年の三通が確認され、

建武二年六月を最後に見られなくなる。数量的に見れば、建武元年に多く、太政官符が建武二年六月以前では三通に留まり、建武二年後半に多数見られることと対照的である。案件を見ると、一方には単人の召還を撰津・丹波に命じたもの、感心院社の神殿造替の日時を定めたものなど、政権内部での命令伝達や儀礼的な宣下のものがあるが、他方には諸国荘園の檢注の停止などのような政策を示したものや、外部の権利認定をしたものとして、豊前大楽寺の勅願寺の認定、大徳寺領の不輪認定、祇園社領の地頭職を祈禱料所化したものなど、官符と案件を同じくするものもあり、官符との使い分けは明確でない。このように機能の共通性が認められながら、全体として弁官下文が減少し、官符が発給数を増加させることは、政権発給文書における太政官系統文書の中で、太政官符が比重を向上させているということの意味する。

以上の政権発給文書としての太政官系統文書は、口宣―弁官下文―太政官符と変化していきっており、それは発給文書のより正式なものへの移行であると言える。換言すれば、文書発給手続きの正統な姿への復帰である。

次に、論旨と太政官符の關係を見てみる。論旨は権利の付与・認定から簡易な伝達まで、多様な案件に用いられるが、建武政権下の論旨の特徴が所領の権利付与・認定にあることは言うまでもない。建武政権の所領政策文書としては論旨がもっとも多い。しかし、建武政権は成立当初、大量の論旨で所領・所職の給与・安堵を行いつつながら、元弘三年末頃の雑訴決断所設置後は、安堵や相論の裁許は段階的に決断所牒による執行に移り、それを行う論旨は発給数を減ら

すことが解明されている⁽⁵⁹⁾。この論旨の大量発給の抑制と決断所牒による一部代替については、佐藤氏のように論旨万能主義の後退とする見方がある一方で、後醍醐が伝奏を通じて決断所を掌握し、間接的に独裁制を維持したとの森氏の指摘や、決断所のような権力機構によって支えられる政権を旨指したものであると位置づける伊藤氏の見解もある⁽⁶⁰⁾。

先に見た口宣・弁官下文から太政官符への移行という現象と対比してみると、安堵や相論の裁許が論旨から雑訴決断所牒で行われるようになる変化は、所領政策とその発給文書の整備と見なせよう。そして、建武二年後半には太政官符が所領の給与や安堵を行うようになる。この武士の権利を付与・認定する官符がこの時期特有のものであることは述べてきたが、このような官符が出現してきたことも、政務処理方式の整備という文脈に位置づけることができると思われる。もっとも、所領事項を扱う論旨がなくなったわけではない。だが、政権発給文書における太政官符の比重は、所領の権利付与・認定のような一般政務における論旨との關係上でも高まっていたと言える。

以上より、政権発給文書には変遷があり、その中で太政官符がその比重を向上させていったことが認められる。それは発給文書の簡略なものから形式を重視する正式なものへという、政権の発給文書整理の一環として捉えることができるのである。

2 大内裏造営計画との關係

次に、当該時期の建武政権の政策との關係について注目する。注

目する政策は、大内裏造営計画と貨幣造幣・課税等の経済政策である。大内裏は嘉祿三年（一一二七）に焼亡して以来再建されなかったが、建武政権下に再建計画が持ち上がる。これと各種経済政策が同時期に出ており、両者の関連が指摘されているが、ここでその過程を整理してみる。

元弘四・建武元年

正月

大内裏造営の議あり、安芸・周防を料国とし、地頭御家人所領に得分二十分の一を課税することとする。また、紙幣を作ることとする。⁽⁶⁴⁾

三月十七日

諸国荘園の検注を民庶疲労により今年・明年停止する。⁽⁶⁵⁾

三月二十八日

貨幣造幣の沙汰あり。同月、「乾坤通宝」を鑄造し、紙幣と併用することとする詔出る。⁽⁶⁶⁾

八月十日

鑄錢長官補任。⁽⁶⁷⁾

十月

雑訴決断所、諸国荘園郷保地頭以下所領に得分二十分の一の御倉進納を命じる。⁽⁶⁸⁾

建武二年

四月二十八日

陰陽寮、内裏造営の始入仙採材木・始木作・造営行事所始の日時を勅申する。⁽⁶⁹⁾

六月十五日

大内裏造営行事所始あり。⁽⁷⁰⁾

大内裏造営自体は建武元年正月に議があったものの、翌二年六月に行事所始が行われたように、発議から一年半あまり経って具体的な活動に移っていったと思われ、進捗状況は芳しくないように見える。しかし、造営の議と同時に沙汰があった課税計画や貨幣造幣

計画を合わせて考えれば、一方では建武元年三月に検注を延期してはいるものの、十月に課税が実施され、他方では、建武元年三月と八月に貨幣造幣計画が進展するなど、国家財政の再編成とも言われる諸動向が確認できる。また、大内裏造営に伴い内裏の造営が進行していたようである。こうした造営のための経済基盤の確保および財政政策や内裏造営との関係を考えれば、大内裏造営計画は関連する施策の実施の上で、建武二年六月に行事所始に漕ぎ着けたものと見なせよう。

このような大内裏造営計画の経過については、時間的な面から太政官符の増加との関係性を指摘できる。先述のように、建武二年後半に官符が多数発給された。それは八月以降に盛んになり、十月からは武士層にまで政権が主体的に発給するようになったのである。大内裏造営の行事所始は六月であるから、時間的にはこのような動向と近い。そして、いずれも旧来の朝儀の復活という共通の性質を持ってもいる。

この大内裏造営計画が目指したものは何であったのか。これ以前に大内裏を造営した事例としては、保元年間（一一五六―一一五九）に、時の政権掌握者信西の主導のもとに行われたものがある。⁽⁷¹⁾この時の大内裏造営は、保元二年（一一五七）二月に事始が行われ、成功や諸寺への賦課により、内裏の造営を経た後、同四年（一一五九）までの間に大内裏も造営されたと見られ、その結果、内宴や相撲節などといった多くの朝儀が復興されている。⁽⁷²⁾後醍醐天皇は延喜・天曆の治を理想としたと言われるが、大内裏造営は理想とする聖代の政務の場の復活である。

太政官符の発給には官符に捺印をしなくてはならないが、捺印は請印という儀礼的発給手続きによって行われた。請印は、外記政や結政請印という、いずれも十一世紀に衰退に向かった政務の中で行われ、外記政ならば外記庁、結政請印ならば結政所という場を必要とした。⁽⁷³⁾ 官符発給はこのような政務と場を伴うものなのである。その次第は『西宮記』『江家次第』といった儀式書に見えるが、後醍醐は『建武年中行事』の執筆に際して『江家次第』を参照していたと思われ、⁽⁷⁴⁾ そのような後醍醐にとつて、大内裏造宮という場の復活とそこで行われる儀式・政務の復興が密接に関係していたのは確実である。大内裏造宮計画のような朝儀復興が官符発給の背景にあり、太政官符の発給は朝儀復興の一環としての意義を有していたと考えられる。

以上より、建武政権による建武二年後半の太政官符発給は、発給文書の整備のような政務体制整備と大内裏造宮という構想の中から生まれた施策であり、そして、そのような構想は朝儀復興という理念に基づくものであったと考えられる。

おわりに

従来、建武政権の展開過程は、先例無視、綸旨万能主義、太政官政治の否定といった専制的政治政策の実施と挫折の末に崩壊したと見るのが主流であった。よつて、太政官符発給はその流れの中で位置づけられてきた。しかし、太政官符の発給は政権崩壊への一階梯ではなく、朝儀の復興を理念とする後醍醐天皇の政治構想の一端を

なすものだったのである。

こうした後醍醐の理念と構想は公家徳政の一面に繋がる。公家徳政は鎌倉後期に興行が図られるが、その結果が建武政権へ引き継がれると見る向きがある。雑訴決断所が鎌倉後期の雑訴興行から連続⁽⁷⁵⁾ すること、建武政権の綸旨万能主義は、永代の職を遷代の職として天皇の掌中に収めようとしたもので、鎌倉後期以来の徳政の帰結であること、⁽⁷⁶⁾ 鎌倉後期の両統分裂下における公家社会の不安定化が治天の君への求心力向上を促し、後醍醐の立ち位置を形成したことなどが、諸先学により指摘されている。これらは、社会動向への対応政策という公家徳政の側面を重視するものである。だが、その一方で公家徳政には朝儀復興という側面もあった。周知のように鎌倉末期、後醍醐は徳政の推進者として聖代と称されていた。皇位継承に対する後醍醐の姿勢を幕府に訴えた後伏見上皇の事書にさえも、後醍醐は承久以来の古事を興行した結果、世人に聖代と言われている事実が挙げられている。⁽⁷⁷⁾ また、建武政権崩壊後、北朝の重鎮二条良基は朝儀の復興に熱心であったが、良基は生涯を通して後醍醐を敬慕し続けたという。⁽⁷⁸⁾ 鎌倉末期の世人や良基が称えた後醍醐は朝儀復興者としての後醍醐であった。つまり、朝儀復興は当時の公家徳政の重要な側面であり、それを実現することも後醍醐の重要課題であったのである。

そして、後醍醐による復興は単なる復古に留まらない。武士への権利付与・認定にまで太政官符を発給したのは、朝儀復興という公家徳政の理念を公家社会のみで完結させることなく、現実の政治課題にまで広げたものと言える。建武政権の理念としての朝儀復興は

- の研究」(前掲)、初出一九七九年二八頁。
- (39) 『公卿補任』元弘元年条藤公明項。
- (40) 註(16)『建武記』伝奏結番、註(17)雑訴決断所結番交名、同『建武元年雑訴決断所結番交名』。
- (41) 『公卿補任』延元元年条藤公明項。
- (42) 註(6)美川『建武政権の前提としての公卿会議―合議と専制―論をめぐって』。
- (43) 註(6)伊藤『南北朝動乱と王権』、同『建武政権試論―成立過程を中心として』。
- (44) 元弘三年六月十五日口宣(案文)『金剛寺文書』、『鎌倉遺文』古文書編第四十一卷―三三二七二号。
- (45) 複数伝来するが、代表として二十五日付の「国分文書」のもの(『鎌倉遺文』古文書編第四十一卷―三三三九三号)を挙げておく。
- (46) 研究の概略は、古澤直人「北条氏の専制と建武新政」(石上英一他編『講座前近代の天皇』第1巻天皇権力の構造と展開その1、青木書店、一九九二年)を参照。
- (47) 『吾妻鏡』(新訂増補国史大系)文治五年九月九日条。
- (48) 富田正弘「口宣・口宣案の成立と変遷―院政Ⅱ親政と天皇Ⅱ太政官政との接点―」(『古文書研究』第一四・一五号、一九七九・一九八〇年)。
- (49) 『師守記』(史料叢集)貞治二年二月十三日条。
- (50) 建武元年九月日口宣写、建武元年九月七日口宣写(いずれも『玉英記抄』(統史料大成)衣服)建武元年九月十一日条。
- (51) 建武二年六月二十六日口宣写(二通)『匡遠記』(増補史料大成、以下同様)建武二年六月二十六日条。
- (52) 『匡遠記』建武二年六月二十七日条。
- (53) 建武元年九月日左弁宣下文(壬生文書)、『大日本史料』第六編之一―建武元年九月二十七日条、建武二年正月二日左弁宣下文(『禰家抄』)―行幸準人事、『大日本史料』第六編之二―建武二年正月二日条。
- (54) 建武二年六月二十六日左弁宣下文(春日社等遷宮関係文書案、『壬生家文書』七一―一九六〇号(三))。
- (55) 建武元年三月十七日左弁宣下文写(『建武記』、『中世法制史料集』第六卷公家法・公家家法・寺社法―公家法―法規一六〇五号)。
- (56) 建武元年四月十五日左弁宣下文(大衆寺文書)、『南北朝遺文』九州編第一卷―一九号)。
- (57) 註(27)建武元年八月二十一日左弁宣下文。
- (58) 註(28)建武二年二月十七日左弁宣下文。
- (59) 註(2)小川『南北朝内乱』など。
- (60) 註(6)佐藤『南北朝の動乱』。
- (61) 註(3)森『建武政権の構成と機能(一)―雑訴決断所―』。
- (62) 註(6)伊藤『南北朝動乱と王権』、同『建武政権試論―成立過程を中心として』。
- (63) 註(6)新田『太平記の時代』八四―八五頁。
- (64) 『太平記』(角川文庫)〔岡見正雄校注〕卷第十二大内裏造管事付聖廟御事。
- (65) 註(55)建武元年三月十七日左弁宣下文写。
- (66) 『建武記』(『中世法制史料集』第六卷公家法・公家家法・寺社法―公家法―法規一六〇六号)。
- (67) 『公卿補任』暦応二年条藤宣明項。なお、同書では元徳四年のこととなっているが、これは元弘四年の誤り。また、次官清原頼元については『外記補任』(統群書類従完成会)建武二年条清原頼元項に見えるが、補任日は不明。
- (68) 『建武記』(『中世法制史料集』第六卷公家法・公家家法・寺社法―公家法―法規一六五三―一六五六号)、建武元年十月日雑訴決断所際写(『建武記』、『中世法制史料集』第六卷公家法・公家家法・寺社法―公家法―法規一六五七号)。
- (69) 建武二年四月二十八日造内裏雑事日時勘文案(『壬生家文書』九一二

- 三五八号、建武二年四月二十八日造内裏行事所始日時勘文案（『壬生家文書』九一三五九号）。
- (70) 『匡遠記』建武二年六月十五日条。
- (71) 『圖大曆』（統群書類従完成卷）貞和二年七月二十一日条。
- (72) 五味文彦『信西政権の構造』（青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』、吉川弘文館、一九八七年）。
- (73) 吉川真司『外印請印考』（同『律令官僚制の研究』、塙書房、一九九八年、初出一九九五年）。
- (74) 武光誠『建武年中行事に記された朝儀の特質』（『風俗』第十八卷第二号、一九八〇年）。
- (75) 註(3) 森『建武政権の構成と機能（一）——雑訴決断所——』。
- (76) 笠松宏至『中世の政治・社会思想』（『岩波講座日本歴史』7中世3、岩波書店、一九七六年）。
- (77) 市沢哲『鎌倉後期の公家政権の構造と展開——建武新政への一展望』（『日本史研究』第三五五号、一九九二年）。
- (78) 後伏見上皇事書案（『書陵部所蔵伏見宮文書』、『鎌倉遺文』古文書編第三十九卷一三〇—一四二号）。なお、当該文書は題簽銘を「御事書并目安案」と言い、森茂暁『鎌倉後期の朝幕関係——皇位継承をめぐる——』（同『南北朝期公武関係史の研究』（前掲）、初出一九八二年）に紹介されている。
- (79) 小川剛生『二条良基研究』（笠間叢書三六二）（笠間書院、二〇〇五年）。